二　中型動物（犬、猫又はこれらと同等以上の大きさを有する哺乳類、鳥類若しくは爬虫類に属する動物。ただし、大型動物は除く。）の合計数　十
三　前二号に掲げる動物以外の哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物の合計数　五十
四　第一号及び第二号に掲げる動物の合計数　十
五　第一号から第三号までに掲げる動物の合計数　五十

3　法第二十四条の二の環境省令で定める場合は、次に掲げるものとする。
一　国又は地方公共団体の職員が非常災害のために必要な応急措置としての行為に伴って動物の取扱いをする場合
二　警察職員が警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第二条第一項に規定する警察の責務として動物の取扱いをする場合
三　自衛隊員が自衛隊の施設等又は部隊若しくは機関の警備に伴って動物の取扱いをする場合
四　家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条、第四十三条、第四十五条若しくは第四十六条の二又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合
五　検疫所職員が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第五十六条の二に基づく検疫所の業務に伴って動物の取扱いをする場合
六　税関職員が関税法（昭和二十九年法律第六十一号）に基づく税関の業務に伴って動物の取扱いをする場合
七　地方公共団体の職員が法の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
八　地方公共団体の職員が狂犬病予防法第六条又は第十八条の規定に基づいて犬を抑留する場合
九　国又は地方公共団体の職員が絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
十　国又は地方公共団体の職員が鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
十一　国又は地方公共団体の職員が特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合
十二　国の職員が少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）第四条、婦人補導院法（昭和三十三年法律第十七号）第二条又は刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成十七年法律第五十号）第八十四条の規定に基づく業務に伴って動物の取扱いをする場合

第十条の六　法第二十四条の二の届出は、様式第十一の四による届出書及びその写し一通を提出して行うものとする。

2　法第二十四条の二の環境省令で定める書類は、次に掲げるものとする。
一　法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
二　次に掲げる設備等の配置を明らかにした飼養施設の平面図及び飼養施設の付近の見取図（チからルまでにあっては、これらの施設を設置している場合に限る。）
イ　ケージ等
ロ　給水設備
ハ　消毒設備
ニ　餌の保管設備
ホ　清掃設備
ヘ　遮光のため又は風雨を遮るための設備
ト　訓練場
チ　排水設備
リ　洗浄設備
ヌ　汚物、残さ等の廃棄物の集積設備
ル　空調設備（屋外設備を除く。）

3　都道府県知事は、申請者に対し、前項に規定するもののほか必要と認める書類の提出を求めることができる。

4　法第二十四条の二第七号の環境省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　事業の開始年月日
二　飼養施設の土地及び建物について事業の実施に必要な権原を有する事実

（第二種動物取扱業の変更の届出）

第十条の七　法第二十四条の三第一項の変更の届出は、様式第十一の五による届出書を提出して行うものとする。

2　法第二十四条の三第一項の環境省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　主として取り扱う動物の種類及び数の減少であって、第十条の五第三項各号に掲げる数を下回らないもの
二　飼養施設の規模の増大であって、その増大に係る部分の床面積が、法第二十四条の二の規定による届出をしたとき（法第二十四条の三第一項の規定による届出をしたときにあっては、その届出をしたとき。この号において同じ。）から通算して、法第二十四条の二の規定による届出をしたときの延べ床面積の三十パーセント未満であるもの
三　第十条の六第二項第二号に掲げる設備等に係る変更であって、当該設備等の増設及び配置の変更並びに現在の設備等と同等以上の機能を有する設備等への改設であるもの

3　法第二十四条の三第二項の届出は、法第二十四条の二第一号又は第二号に掲げる事項を変更したときは様式第十一の六による届出書を、届出に係る飼養施設の使用を廃止したときは様式第十一の七による届出書を提出して行うものとする。

（第二種動物取扱業の廃業等の届出）

第十条の八　法第二十四条の四において準用する法第十六条第一項の廃業等の届出は、様式第十一の八による届出書を提出して行うものとする。

（第二種動物取扱業者の遵守基準）

第十条の九　法第二十四条の四において準用する法第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。
一　譲渡業者（届出をして譲渡業を行う者をいう。以下同じ。）にあっては、譲渡しをしようとする動物について、その生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、譲渡しに当たって、あらかじめ、次に掲げる当該動物の特性及び状態に関する情報を譲渡先に対して説明すること。
イ　品種等の名称
ロ　飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
ハ　適切な給餌及び給水の方法
ニ　適切な運動及び休養の方法
ホ　遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
二　譲渡業者にあっては、譲渡しに当たって、飼養又は保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を譲渡先に交付すること。また、当該動物を譲渡した者から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合には、これも併せて交付すること。
三　届出をして貸出業を行う者にあっては、貸出しをしようとする動物の生理、生態、習性等に合致した適正な飼養又は保管が行われるように、貸出しに当たって、あらかじめ、次に掲げるその動物の特性及び状態に関する情報を貸出先に対して提供すること。
イ　品種等の名称
ロ　飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模